

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
1	05浜田	05児童・家庭施策	01少子化対策・子育て支援	幼保一体化	現在、幼保園はありませんが、今の動きなどを教えていただきたい。幼保一体化の案は色々でています。少子化が進んで子どもたちは集団の中での関わり合いがとても大切になっています。その中で幼保一体化、こども園という話が出まして、こども園は0から2歳までは保育に欠ける子、3歳以上は全ての子どもが保育園、幼稚園なりに入れるというシステムのこども園という言葉がでていました。そして今、総合施設という名前が出てきています。そういうふうにご一体化の話が変わってきているところにどう私達がついていけばいいのかという気持ちがあります。それに一人ひとり、保育に欠けていようが欠けていなくても、子どもが受けるサービスはみんな同じにして欲しいという気持ちがあります。そういうところでどういうふうになっているのか、これからどうなっていくのか、教えていただきたい。	「子ども・子育て新システム」は、まだ、政府検討組織での中間取りまとめが行われたばかりです。ともすれば待機児童対策に目が行きやすいですが、幼保一体化の第一の目的は、質の高い幼稚園教育と保育を一体的に提供できるようにすることであると考えています。 就学前児童が、親の就労状況や家庭環境にかかわらず、保育と教育とを一貫した方針のもとに受けられることは、望ましいことと思っていますが、その施設の具体的な中身になると現段階では不明な点も多く、私どもとしては、新たな制度が、幼保一体化の目的を真に達成できるものになるか、よく見極めていきたいと考えております。 また、新システムは大きな制度改革であり、人口が少なく中山間地や離島がある島根県において、保育所、保護者、そして児童にどのような影響が出るのかしっかりと分析し、国に対しても主張をしながら、対応していきたいと考えております。	「子ども・子育て新システム」は、平成24年3月に法案骨子を取りまとめられました。 この中では、幼保一体化を進めた「総合こども園」という施設を創設し、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供するとされており、現在の保育所は原則として一定期間内にこの総合こども園に移行するものとされています。 また現在の幼稚園も、この総合こども園に移行できるよう制度的に誘導する考えが示されています。 県としては、引き続き、国における議論を注視しながら、適切に対応してまいります。	青少年家庭課
2	05浜田	05児童・家庭施策	01少子化対策・子育て支援	子育て支援・周産期医療の提供体制について	少子化が進み、保育所は子どもが減少している状態に不安を感じています。保育所では、子どもの受け入れがいつでもできる状態にしたいと考えています。地域に若い人がいなくなっている状況にある江津市ではお産のできる病院に限られています。また、里帰り出産も受け入れられていません。安心してお産ができる環境、安心して子育てできる環境があつてこそ若い人の定住が考えられます。働く場所、安心して出産できる病院、安心して預けられる保育所の確保をきちんとできる体制を考えていただいていますか。	「身近なところに安心して子どもを預けられる場があるか」は若い世代にとって大変重要な要素だと思っています。過疎に悩む島根県は、全国と比べて小規模な保育所の割合が多く、一時保育などの特別保育も規模が小さいため国の補助基準に合致しにくいなどの課題がある。また定員の小さな保育所は経営上のむずかしさがあると認識しています。こうしたことから、以前から独自の取り組みを実施し、小規模民間保育所に対する運営支援、あるいは特別保育への独自助成などで、過疎地でも市部にひけを取らない保育が受けられるよう努めてきたところです。 人口減少が進む中で保育の場をどう確保していくかは、今後とも大きな課題です。保育制度改革の行方を注視しつつ、島根県としてどのような取り組みが有効であるのか、今後とも考えていきます。	小規模保育所に対する支援については、平成24年度当初予算で、運営支援を拡充するとともに、非常災害対策について新たな支援策を講じるなど、一層の充実にも努めたところです。 また、老朽化した民間保育所の改築や修繕についても、国の「安心こども基金」を活用し、市町村の要望を踏まえ必要な予算を確保したところです。 人口減少が進む中で保育の場の確保は大きな課題であり、「子ども・子育て新システム」の行方を注視しつつ、引き続き県の施策について検討していきます。	青少年家庭課
3	01松江	05児童・家庭施策	02児童相談・児童虐待対策	一人で子育てをしている家庭等と里親会会員との交流について	最近、子育て放棄・虐待等情報の多い中、虐待の心配のある家庭や一人で子育てしている子育て心配家庭の親と、里親会会員の交流はできないものか。夫婦で子育てしている中の虐待通報後、訪問しても会ってくれないとか、躰とかいって対処できかねる場合、また、一人母親（または父親）で子育てに苦悩していて、支援を必要としていて対処しきれない場合。本来、近隣の人達、親類の人達との付き合いは必要な社会であるから、この際、何かのきっかけを作り、子育て経験豊かな里親の人々と交流・お茶会的な場を作り、話し合うことができれば、少しは気持ちも変わっていくのではないかと。また、これができたら実情も明らかになり、真の支え合いもできるのではないかと。行政単独で進めることは無理なので、協議会でも作ることは必要ではないかと。なお、「個人情報保護法」がとやわれそうですが、ただそれだけで実行に移せないのでは、支援・解決はできないと思う。他にDV駆け込み寺とか関係する団体もあるかと思うが、この方たちとの連携・協働も必要かと思う。	問題を抱えた家庭やひとり親家庭との交流の機会を設け、里親として苦労された経験を通して支援したいとの提案をいただき、感謝いたします。 近年、本県においても、核家族化・世帯の小規模化が進み、家庭の養育機能が低下したり、世代間の育児知識の継承が困難になったりしています。また、地域におけるつながりの希薄化や都市化により、子育て等に関する近隣での助け合いが減少し、子育ての負担感の増大や、子育てしにくいといった声が聞かれるようになりました。 今回の提案も、こうした現状を踏まえた上で、社会全体での支え合いや人と人との絆の大切さに着目され、長年様々な子どもを養育された、まさに里親ならではの意見と感じたところです。 しかし、特に支援や関与が必要な家庭を限定した交流会とした場合、対象となる家庭がそうした場に出かけていただけるのかどうかを考えると、現実問題として非常に難しいものと考えます。 一方で、提案にあるような子育て家庭と子育て経験豊かな方々との交流などにより、子育てを（地域住民、企業、行政など）社会全体で応援することはとても大切であると考えており、県では、「地域みんなで子育て支援」の推進をはじめ、様々な取り組みを行っているところです。 特に、子育てに関する不安感や孤立感を緩和し、安心して喜びを感じながら子育てができるよう、子育て中の親子が気軽に集い、交流や仲間づくりを行うことができる場として、子育てサロンなどの設置やその活動支援に取り組んでいます。 また昨年度は、地域全体で子どもたちを育む『人と情報のネットワーク』創出をめざし、本日ご出席のおやこ劇場松江センターと協働で、子育て応援の地域ポータルサイト『こことも』の立ち上げも行ったところです。 里親会の皆さまにも、こうした地域での子育て応援活動への積極的な参画をいただくなど、「子育てするなら島根が一番」と感じられる社会の実現に向け、引き続きご協力をお願いします。	回答のとおり	青少年家庭課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
4	01松江	05児童・家庭施策	02児童相談・児童虐待対策	チャイルドラインやチャイルドラインしまねの活動、電話の受け手募集、資金援助に関する情報発信へのサポートについて	昨年度のチャイルドラインへの総アクセス数は72万5千件、総着信数は23万6千件。開設時間を増やしたいと思うが、チャイルドラインしまねは、電話の受け手不足から月に4日しか開設できていない。島根にも電話の受け手になると言って下さる人はたくさんおられるでしょうし、わたしたちも毎年受けて養成講座を開いているが、情報をその人たちに届ることができていない。子どもへの福祉活動に関心を持っておられる人への、チャイルドラインしまねの活動や電話の受け手募集などの情報発信に支援いただきたい。チャイルドラインしまねは、活動資金も不足している。島根県からは毎年補助金を貰っているが、事務所を構え、電話代や諸経費を払うだけでなく、子どもたちに毎年配る電話番号を記載したカード10万枚の作成・配送の費用や、受けて養成講座の開催費用も必要。ひろしまのチャイルドラインには、地元の企業が支援をしている。島根でのチャイルドラインの活動を資金援助すると言って貰える企業が地元にもいると思うが、お願いに回る余裕がない。こちらの情報発信にも支援して欲しい。	チャイルドラインしまねの活動は、電話で直接子どもから悩みや意見を聴いて、そのひとことひとことに真摯に対応され、子どもたちの安心、安全、自尊心の向上に大きな役割を担っていたが、心から敬意を表すとともに、あらためてお礼を申し上げます。 近年、少子化や核家族化、地域コミュニティの弱体化など、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化し、子どもたちの悩みや虐待等子どもが抱える背景の多様化、複雑化が指摘されています。 県でも子ども専用相談電話を設置・運営する2団体に対し、平成17年度から活動経費の一部について補助金制度を創設し、支援してきているところです。 補助金の対象経費としてはフリーダイヤルとするための電話料金、電話番号を子どもに周知するための広報費、電話を受けるスタッフの養成に必要な講座の開催経費について、各団体に補助しているところです。 平成23年度については、光をそそぐ交付金を利用し、各団体の受け手養成講座をより広く知ってもらい、各団体のスタッフを充実することを目的に広報費を予算化し、新聞広告、チラシ等を作成したところです。また予算的なことだけでなく、報道機関への報道発表も行うこととしています。 また電話番号の周知については、7月と11月に県が発行するカードやチラシに掲載し、幼稚園、保育所、小中高を通じて各家庭等に配布、広報を行います。 NPO団体の活動経費の資金を集めるために、県が直接企業等に援助を働きかけることは出来ませんが、活動内容の紹介等、側面的な支援は行っていきたいと思います。 県としては児童虐待の予防、早期発見の観点からも継続して子ども専用電話の活動を支援していきたいと思っています。	受け手養成講座の広報については、H24年度も予算措置しました。（光をそそぐ交付金を活用）	青少年家庭課
5	01松江	05児童・家庭施策	02児童相談・児童虐待対策	電話の中の子どもの状況と子どもたちに対する県の取り組みについて	島根県は、子どもたちの自己肯定感を育み、子どもたちの周りを気軽に相談できるおとなや仲間がいる環境を作るための取り組みをしているのでしょうか？取り組んでいるとしたら、今の子どもたちの状況やそれに対する県の取り組みを広く情報発信していただきたい。 また、子どもの問題に関して当事者の子どもたちの声を聞く取り組みや、地域の健康福祉に関して子どもが主体的にもしくは共催しての取り組みをしているのでしょうか。取り組んでいるとしたら、子どもたちや子どもたちにかかわる地域のおとなに広く情報発信していただきたい。	子どもたちの声を社会に伝えるときともに、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えることは大人の責務と考えています。 本県においても、児童相談所の児童相談や「子どもと家庭電話相談室」の電話相談など、さまざまな機会に子ども自身の悩みや気持ちを聴いており、個々の子どもに関する問題については、それぞれの子どもや家庭に最も効果的な援助ができるよう、関係機関等と連携しながら、早期の適切な対応に努めています。また、子どもたちが主体となり、それぞれの役割を担うような活動は、各地の学校や地域などで取り組まれています。 こうした取組の様子は、島根県や市町村、青少年育成島根県民会議や各団体のホームページや機関誌などによって情報発信されておりますが、よりわかりやすく伝えるよう努めていく必要があると考えています。	回答のとおり	青少年家庭課
6	06益田	05児童・家庭施策	03里親制度	里親会のあり方について	近年、社会的養護という考えが大きくなり、里親制度が見直されてきたことは、里親にとってもうれしいことであり、里子にとっても有利なことだと思います。しかし、ここ最近の動き（空気）はどうも社会的養護という元の小施設化の方向、もっと言えばビジネス化の方向に動いているような気がしてなりません。本来、里親と里子は長い月日の中で、真の親子関係を作ることには大きな意義があると考えています。こうした時代、社会的養護の必要性は認めるものですが、里親会としては従来のように里子の幸せを願う里親を目指して行くべきではと考えます。絆という言葉、親子という絆を子供の成長の中で確たるものにする事を目指して行きたいと考えます。	社会的養護の役割は、かつての親が無い、親に育てられない子どもへの施策から、虐待を受けて心に傷を持つ子ども、障がいのある子どもなどへの支援を行う施策へと変化しています。背景としては、少子化や核家族化、地域コミュニティの弱体化など、家庭や育児を取り巻く社会環境の大きな変化などがあげられます。こうした状況を踏まえ、国において、社会的養護の課題と将来像に関する議論が進められ、このほどとりまとめが行われました。その中で、社会的養護の基本的方向の一つとして「家庭的養護の推進」が掲げられ、里親やファミリーホームなどの家庭的養護を優先する必要があると述べられています。今回のとりまとめにおける基本的な考え方では、『社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」、そして「社会全体で子どもを育む」という考え方を理念とし、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、社会の「公的責任」で保護養育し、子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障する』としています。愛着関係を築くことが困難であったり、心の傷を抱えている子どもたちにとって、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で心の糧を育んでいくことができる、そうした観点からも、家庭で養育していただく意義は大変なものです。里親への委託促進に向けては、里親制度の意義や、里親の皆さんの日頃のご尽力について、広く県民の方々に周知を図り、理解を深めていただくとともに、その理解を新たな里親の開拓や、児童の委託促進等につなげていただくことが重要です。引き続き里親会の皆さんと協力しながら、里親制度の一層の普及啓発に努めたいと考えています。	H24当初予算措置 ●「家庭的養護促進事業」を継続して実施し、児童相談所等関係機関と連携して、普及啓発活動や訪問援助活動、委託促進活動等を行う。 ●「家庭生活体験事業」を継続して実施し、里親の啓発を図り、併せて里親登録及び里親への委託の促進を図る。	青少年家庭課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
7	04県央	05児童・家庭施策	04その他	児童相談所の大田分室の設置	児童相談所の職員を大田市に配置することにより、県との連携を密に児童虐待防止の取組みが強化できるものと思慮されるので、県央保健所内に浜田児童相談所の大田分室を設置し、児童相談所の職員が大田市に駐在できる体制をつくって欲しい	平成 1 6 年度の児童福祉法改正以降、各市町村での児童相談件数も増加し、住民に身近な相談窓口としてその役割がますます期待されているところです。ご意見のように分室として設置することについては、それによって、組織・機関としての判断が迅速かつ的確にできるかどうか、必要とされるマンパワーを確実に確保できるかどうかも含め、多角的な観点からの検討が必要であり、現段階での状況を考慮すれば、大田市に分室を設置するとの考えには至らないところです。担当職員がケース面接や訪問などで大田市に足を運ぶ機会もできるだけ活用し、市との協議を十分に行うなど、緊密な連携が図られるよう、平素から心がけております。また、心理判定など専門性が高い分野への対応については、ケースの緊急性により優先対応することとしており、不都合が生じないよう配慮しております。緊急時に関しても、2 4 時間対応で行っており、できるだけ迅速な対応を心がけているところです。特に危険性が高いケースについては児童相談所対応ではなく、警察対応が必要になると思われます。そうした場合にも適切に対応できるよう、平素から関係機関相互の連携強化にも力を注いでいるところです。児童相談所としても引き続き大田市や関係機関との連携強化を図ることで、不安の緩和につながるよう、取り組んでいきます。	回答のとおり	青少年家庭課